

保護者 各位

春日部市長 岩谷 一弘
(公印省略)

子育てのための施設等利用給付認定に係る現況確認書類の提出について（依頼）

日頃より本市の子育て支援施策にご理解ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、現在の各家庭における保育の必要性を確認するため、下記のとおり提出をお願いいたします。

記

1. 対象者

子育てのための施設等利用給付認定新 2 号・新 3 号の児童

2. 提出書類

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定等現況届
- (2) 保育の必要性を証明する書類

認定事由	提出書類（令和 8 年 8 月 1 日以降の証明日のものが有効です）
就労/育児休業	「就労証明書」
求職活動	「就労証明書」（就労を開始している場合のみ） 別途、認定事由を「就労」に変更する手続きが必要です。
妊娠・出産予定	「母子健康手帳の写し」（表紙と分娩予定日の記載部分）
就学・職業訓練	「学校の在籍証明書」、「授業の時間割表」（授業時間と日程が確認できるもの）
疾病・障がい	「医師の診断書」（家庭保育が困難な旨の記載があるもの） 「心身障がいに係る各種手帳の写し」（氏名、等級が確認できる部分）
同居親族の 介護・看護	「医師の診断書」（常時介護・看護が必要な旨の記載があるもの） 「介護・看護スケジュール」（1 日の流れが確認できるもの）
災害復旧	「り災証明書等」

(3) その他添付書類

項目	提出書類（令和 8 年 8 月 1 日以降の証明日のものが有効です）
兄弟姉妹が認可外保育施設や 託児所等を利用している場合	「保育施設利用証明書」

(裏面に続きます)

3. 提出方法

原則、電子申請でお願いします（受付は令和8年10月1日（木）開始です）。

※下記のURLまたは二次元コードより、電子申請を行ってください。

※通信環境等により電子申請が使用できない場合については、必要書類一式を保育課へご提出ください。

※紙での届出の場合、お手数ですが、ホームページより必要書類を印刷してご提出ください。印刷が困難な場合は、保育課窓口または各施設にご相談ください。

https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowoazukeru_hoikushisetsu_jidoclubnado/1/32713.html



4. 提出期間

令和8年10月1日（木）から令和8年11月2日（月）まで

5. その他

- ・必要に応じてその他必要書類を提出いただく場合や、提出書類の不備などにより後日再提出をお願いする場合があります。なお、提出いただいた書類はお返しできません。
- ・提出いただいた書類に基づき、現在の保育の必要性の確認をします。その結果、子育てのための施設等利用給付認定が変更となることがあります。保育の必要性が認められない場合、新1号認定への変更、または新2号・新3号認定の取り消しとなります。
- ・新制度未移行幼稚園を利用している方で新2号または新3号認定から新1号認定への認定変更を希望する場合、別途手続きが必要となります。子育てのための施設等利用給付認定変更申請書等を提出してください。
- ・認定こども園に「1号」で入園していて、「2号」への変更を希望する場合は、別途「教育・保育給付認定変更申請書」の提出が必要です。

お問い合わせ先

担当：こども未来部保育課 保育・給付担当

電話：048-736-1139